

株式会社ダイマル、株式会社ディメール及び丸竹八戸水産株式会社に対する出資決定について

2012年3月1日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、2011年12月22日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行った下記の事業者らについて、本日、法第28条第1項に規定する買取決定を行ったことを受け、法第31条第1項に規定する出資決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社ダイマル、株式会社ディメール及び丸竹八戸水産株式会社

2. 出資決定の対象となる募集株式発行の概要

A種類株式

募集株式の発行会社	株式会社ディメール
募集株式の種類	A種類株式
払込期日	2012年5月1日
機構が引き受ける株式数	42株
発行価額	1株につき500,000円
出資額	21,000,000円
A種類株式に占める機構保有株式の割合	100%

※ 上記A種類株式は、同時に募集される普通株式とともに、1株につき1議決権を持ちます。普通株式は20株募集され、有限会社吉田興産が全てを取得します。従いまして、機構は2/3以上の議決権を保有することとなります。

3. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・経済産業大臣： 意見なし

厚生労働大臣：異存はない。ただし、企業再生支援機構は、事業再生計画の実施につき助言・指導するに当たっては、対象事業者における関係法令の遵守及び労働者の雇用の安定等に配慮した労働者との十分な協議の場の確保をお願いします。

以上